

広情個審第83号
令和5年3月31日

広島市監査委員 様

広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 田邊 誠

公文書部分開示決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成30年10月26日付け広監第172号で諮問のあったこのことについては、
別添のとおり答申します。

（諮問第266号事案）

答 申 書

諮問のあった事案について、次のとおり答申します。

【諮問事案】

平成30年10月26日付け広監第172号の諮問事案（諮問第266号事案）

平成30年2月5日付けの公文書開示請求に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年3月27日付け広監第266号で行った公文書部分開示決定に対する同年6月4日付け審査請求

1 審査会の結論

実施機関は、上記の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対して行った上記の公文書部分開示決定を取り消し、以下に従って改めて部分開示決定を行うべきである。

- (1) 別表の「③不開示で妥当な情報」欄に掲げる情報について、実施機関が不開示としたことは妥当である。
- (2) 実施機関は、別表の「④開示すべき情報」欄に掲げる情報について、開示すべきである。
- (3) 実施機関は、別表の「⑤不開示の理由が不適切な情報」欄に掲げる情報について、不開示理由を変更すべきである。

2 審査請求の内容

審査請求人（以下「請求人」という。）の審査請求書等における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関が請求人に対して行った公文書部分開示決定を取り消し、法令の規定に従って開示を行うとの決定を求める。

(2) 審査請求の理由

ア 請求者の氏名等は、個人情報であるから、非開示で妥当である。また、法人等に関する情報であって、法人等の社会的な地位を害すると認められるものがある場合には、これも非開示で妥当である。しかし、その他の内容については開示されるべきである。

イ 本来開示されるべき内容に対する非開示理由は、「公にすることにより、今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため」である。本件の部分開示された文書は、その内容部分がほとんど黒塗りという、極めて残念な対応となっていた。

ウ 「支障を及ぼすおそれ」とは、単にその可能性があるという程度ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されているものであり、極めて限定的である。情報公開は開示が原則であり、例外的に非開示を認めているのであるから、ほとんどの内容を非開示としたことは法令の解釈を誤っている。その内容を個別具体的に判断し、「法的保護に値する蓋然性」のない部分については開示しなければならないものである。

エ 監査委員は、組織法上、優れた識見を有する委員等で構成される合議体であり、公正かつ慎重に判断されることが制度上担保されていると考えられている行政庁である。したがって、受け付けた住民監査請求に対して、どのような理由でどのような対応をしたのかを市民に明らかにすることは、監査委員に求められている当然の義務（説明責任）であり、その件名や請求の要旨などを全部非開示として公開しないことは、住民参画を忌避する行為であり、監査委員会議の議事内容を全面非開示とすることは密室行政にほかならない。

オ 監査委員が既に結論を出した案件である以上、公開に特段の支障（おそれ）はないはずで、例外的にどうしても公開に支障のあるものがあればその箇所のみを非公開にできること、住民訴訟（地方自治法第242条の2）では、監査手続の瑕疵を争うことが含まれていないことから、公開の必要性は高いと考えるのが筋である。

また、監査委員の発言が公開されると未成熟な考えなどが明らかになるおそれがあるという心配に関しては、監査委員として職務を遂行している以上、結果に責任を持つべきであり、審議に当たって監査委員が委縮して自由に意見が言えなくなる理由がどこにあるのか、非公開でしか言えない意見が公正、中立な立場に立った責任ある意見といえるのかということになるので、独任制の監査委員において非公開の理由とはならない。

カ 本件公文書に施された数多くの黒塗り箇所が、条例を正しく解釈した結果であるのか否かは、これら公文書をインカメラ審査することによって直ちに明らかになるものであると請求人は考えている。

キ 本件公文書においても、個別具体的に検討して、「今後の監査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」が真に存在する場合（法的保護に値する蓋然性がある場合）のみその箇所を黒塗りとするべきであるから、そのように是正していただきたい。

3 実施機関の主張要旨

説明書における実施機関の主張は、次のとおりである。

本件審査請求に係る対象公文書は、広島市職員措置請求書の受付について（第165号案件）（報告）外20件の公文書である。

対象公文書のうち、請求者の氏名等、事実証明書等、広島市職員措置請求書の件名等、監査委員会議の議事の内容等、信用失墜のおそれのある法人の情報等を広島市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号、第2号又は第3号に該当するため不開示とし、その他の部分を開示する決定を行った。

不開示とした理由は次のとおりである。

(1) 条例第7条第1号について

ア 措置請求人等の個人情報のうち氏名等の特定の個人を識別することができるものについては、これを不開示とする。

イ 住民監査請求に係る請求書等に記されている公務員の氏名については、請求書等には当該公務員の名譽、信用等を毀損するおそれのあるものがあるため、公にすることについて本人の同意があるとは認められないため、これを不開示とする。

ウ 住民監査請求に係る請求書等に記されている情報のうちアの個人情報以外の情報については、請求人の主張が記されているため、匿名の作文のように、直ちに特定の個人を識別することはできないが公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものであるため、これを不開示とする。ただし、地方自治法により公表されることになっている監査の結果に係るものは、条例第7条第1号アにより、例外的に開示する。

(2) 条例第7条第2号について

住民監査請求に係る請求書等には、法人等に関する情報で公にすることにより社会的な地位を害すると認められるものがあるため、これを不開示とする。

(3) 条例第7条第3号について

監査委員会議の議事の内容などの審査や監査の結論に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるため、これを不開示とする。

4 審査会の判断理由

当審査会としては、必要な調査を行い、条例に即して検討した結果、以下のとおり判断する。

(1) 条例第1条及び第3条の規定について

条例第1条は「市民の知る権利を尊重し、市民に公文書の開示を求める権利を保障する等市政に関する情報の公開について必要な事項を定めることにより（中略）市民の市政参加を助長し、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した市政を推進することを目的とす

る」と定め、条例第3条は「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を求める権利を十分に尊重するとともに、個人に関する情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない」としている。

(2) 条例第7条第1号の規定について

条例第7条柱書は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定し、同条第1号は、不開示情報として、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、次の情報は不開示情報から除くこととされている。

ア 法令（中略）の規定により、何人でも閲覧することができることとされている情報

イ 公にすることについて、本人が同意していると認められる情報

ウ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

エ 当該個人が公務員等（中略）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

なお、条例第7条第1号後段の「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人の人格と密接に関連した情報で、秘匿すべき必要性が極めて高いものであり、公にすれば、財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものを対象としている。例としては、カルテ、反省文のようなもので、それらは当該個人がその流通をコントロールすることが可能であるべきであり、本人の同意なしに第三者に流通させることが適切ではない情報である。

(3) 条例第7条第2号の規定について

条例第7条第2号は、不開示情報として、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」と規定しているが、ただし書の規定により、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」は不開示情報から除くこととされている。

「法人」とは、会社法上の営利法人のほか、公益法人、社会福祉法人等の全ての法人をいい、「その他の団体」とは、法人格を有しない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。

「競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの」とは、競争秩序を維持するとともに

営業の自由を保障するため、社会通念上、事業を営むものが秘匿することを認められる情報である。また、「その他社会的な地位を害すると認められるもの」とは、競争上又は事業運営上の地位を害するものではないが、事業を営むものの社会的な評価を傷つけることとなる情報及び組織秩序を維持するため、社会通念上、団体の内部管理事項と認められる情報である。

ただし書に該当するか否かの判断は、開示する公益と開示することに伴う法人等の損害とを比較して行うものとする。

(4) 条例第7条第3号の規定について

条例第7条第3号は、不開示情報として、「市の機関又は国等（中略）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより（中略）当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

なお、情報公開制度の目的の一つに、行政の意思決定過程を明らかにすることでその適正さを担保することがあることを考慮すれば、ここにいう「支障」については名目的なものでは足りず、実質的なものであることが必要であり、「おそれ」も抽象的な可能性では足りず、事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性が求められると解される。

(5) 本件部分開示決定における対象公文書及び不開示部分について

対象公文書は、広島市職員措置請求書の受付について（第165号案件）（報告）外20件の公文書であり、具体的には別表の「①対象公文書」欄のとおりである。

当審査会が見分したところ、不開示とされている部分は、別表の「②不開示部分」欄のとおりである。

各不開示部分の不開示事由該当性について、以下、検討する。

(6) 「広島市職員措置請求書の受付について（第165号案件）（報告）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「A 広島市職員措置請求書の受付について（第165号案件）（報告）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求書
- c 事実証明書

上記文書のうち、aは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市職員措置請求書

「広島市職員措置請求書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 市職員の氏名
- ・ 団体の名称・代表者の氏名

- ・ 団体の会員及び職員の氏名
- ・ 措置請求人の住所・氏名・職業・印影

㉗) 市職員の氏名

実施機関は、市職員の氏名について、当該職員の名誉、信用等を毀損するおそれのあるもので、公にすることについて本人の同意があるとは認められないものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、措置請求の対象となっている市職員の氏名であり、条例第7条第1号による不開示理由が認められるため、実施機関の判断は妥当である。

㉘) 団体の会員及び職員の氏名、措置請求人の住所・氏名・職業・印影

実施機関は、団体の会員及び職員の氏名、措置請求人の住所・氏名・職業・印影について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、これらの情報は特定の個人を識別することができるものであることが確認できた。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

㉙) 団体の名称・代表者の氏名

実施機関は、上記不開示部分について、委託先の団体に関する情報であって、公にすることにより当該団体の社会的な地位を害すると認められるものであるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としている。

当審査会が見分したところ、委託先の団体が特定されてしまうと、それによってその団体の社会的地位の低下に結びつく懸念があることは否定できない。

したがって、上記不開示部分について、条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 事実証明書

㉗) 実施機関は、事実証明書について、請求書の趣旨を裏付ける資料であり、請求書と一体不可分の請求者個人に関する情報であることから、条例第7条第1号後段に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、事実証明書には、措置請求人が送付した会員会則、通知書、公文書開示請求書等が添付されているが、これらは、個人の人格と密接に関連した秘匿すべき必要性が極めて高い情報であるとはいえず、氏名等を除いた部分を開示したとしても、個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められない。

したがって、事実証明書について条例第7条第1号後段に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㉘) また、実施機関は、事実証明書について、請求書の趣旨を裏付ける資料であり、請求書と一

体不可分の当該任意団体に関する情報であるため、条例第7条第2号に該当すると説明する。

しかし、条例第7条第2号は、前記(3)のとおり、「法人その他の団体（中略）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を害すると認められるもの」を不開示とすることを定めた条文であるところ、実施機関は、公にすることにより当該法人等の社会的な地位を害すると認められる情報であることの説明を一切しておらず、当審査会として、実施機関の説明をそのまま認めることはできない。

一方で、当審査会が見分したところ、事実証明書には公にすると団体の特定につながる書面が添付されていることが確認できた。

前記アの例で述べたとおり、団体が特定されると、その団体の社会的地位の低下に結びつく懸念があることは否定できない。

したがって、事実証明書について、条例第7条第2号に該当するとした実施機関の判断は、その説明に不備があるが、不開示としたことは妥当である。

ウ さらに、実施機関は、事実証明書について、非公開であることを前提として措置請求人が提出した資料であり、これを公開すると、将来の措置請求人が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想され、住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとの理由で、条例第7条第3号に該当すると説明する。

しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われず、また、実施機関から提出された資料に基づく限り、当審査会として、本件について実施機関が主張するような住民監査請求制度の適法かつ円滑な遂行に支障を及ぼすおそれを確認することはできなかった。

エ なお、事実証明書には、自筆の部分等の特定の個人を識別することができる情報や団体の名称・住所・代表者の氏名に関する情報があるが、個人に関する情報は条例第7条第1号により、団体に関する情報は条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。

オ したがって、実施機関は、事実証明書について不開示とした決定を取り消し、団体の特定につながる情報（別紙1を含む。）については、条例第7条第2号により不開示とし、個人の氏名、住所その他特定の個人を識別することができる情報は条例第7条第1号により不開示とすべきであるが、その余については、開示すべきである。

(7) 「住民票の写し等の請求について」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「B 住民票の写し等の請求について」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 住民票の写し等の請求について

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 住民票の写し等の請求について」の不開示部分は、請求に係る者の氏名及び住所であり、実施機関は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

(8) 「住民票の確認について」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「C 住民票の確認について」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 住民票

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 住民票」の不開示部分は、措置請求人の氏名・住所・生年月日・性別・住民票の履歴等及び住民票の証明をした区長名である。

実施機関は、各不開示部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としている。

しかし、住民票の証明をした区長名については、開示してもどの区の住民であるかが分かるだけで、特定の個人を識別できるとは言い難い。

したがって、措置請求人の氏名・住所・生年月日・性別・住民票の履歴等を条例第7条第1号に該当するとして不開示とした判断は妥当であるが、住民票の証明をした区長名は開示すべきである。

(9) 「翻訳・校正依頼書（依頼日：平成29年11月21日）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「D 翻訳・校正依頼書（依頼日：平成29年11月21日）」は、次の文書で構成されている。

- a 翻訳・校正依頼書
- b 事実証明書（別紙6）

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 事実証明書（別紙6）」はページ番号等を除き不開示となっている。

実施機関は、不開示部分のうち、会員の住所・氏名・印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

会員の住所・氏名・印影以外の部分については、非公開であることを前提として措置請求人が提出した資料であり、これらを公開すると、将来の請求者が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想されることから条例第7条第3号に該当

するため不開示としたと説明する。

しかし、これについては、前記(6)のイの一部と同じ内容が確認されることから、前記(6)のイに準じて開示すべきである。

したがって、実施機関は、「事実証明書(別紙6)」の会員の住所・氏名・印影以外の部分を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、前記(6)のイと同様に、団体の特定につながる情報については条例第7条第2号により、自筆の部分等の特定の個人を識別することができる情報については条例第7条第1号により不開示とし、その余については、開示すべきである。

(10) 「平成29年第21回監査委員会議(12月4日開催)議事録の調製について(伺い)」のうち、平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「E 「平成29年第21回監査委員会議(12月4日開催)議事録の調製について(伺い)」のうち、平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 平成29年第21回監査委員会議議事要旨(別添:監査委員会議質疑応答要旨)
- c 監査委員会議次第
- d 監査委員会議配席表
- e 広島市職員措置要求(第165号案件)の要件審査について(案)
- f 要件審査調書
- g 住民監査請求に係る請求の要旨について(通知)(案)
- h 広島市職員措置請求(第165号案件)監査の実施計画について(案)

上記文書のうち、a、c及びdは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 平成29年第21回監査委員会議議事要旨(別添:監査委員会議質疑応答要旨)

「平成29年第21回監査委員会議議事要旨」(別添:監査委員会議質疑応答要旨)の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 議事要旨中の各案件の議事
- ・ 質疑応答要旨中の発言者及び発言要旨

⑦ 実施機関は、議事要旨中の各案件の議事について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

しかしながら、当審査会が見分したところ、各案件の議事には、議事の概要が記載されてい

るのみであり、実施機関が説明するような「監査等の具体的な手法や要件に関する監査委員会議の内容」は記されておらず、開示しても実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

また、各案件の議事の中には、団体の名称が記載されているものがあるが、これについては条例第7条第2号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

- ㌦ 実施機関は、質疑応答要旨中の発言者及び発言要旨について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容が開示されて監査等の具体的な手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

しかしながら、当審査会が見分したところ、発言者の欄には個々の委員の氏名は記載されていないことから、開示してもどの監査委員が発言したかを特定することはできないため、実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

一方で、発言要旨には個別の案件ごとの具体的な検討内容、個人に関する情報や団体に関する情報が記載されているが、当審査会が見分したところ、発言要旨は非公開の議事場での発言内容を記録したものであり、開示されると、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的効果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあると認められることから、実施機関が発言要旨を不開示としたことは妥当である。

- ㌦ 以上のことから、実施機関は、全てを条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、議事要旨中の条例第7条第2号により不開示とすべき団体の名称を除く部分及び質疑応答要旨中の条例第7条第3号により不開示とすべき発言要旨を除く部分について、開示すべきである。

イ 広島市職員措置要求（原文ママ）（第165号案件）の要件審査について（案）

- ㌦ 実施機関は、不開示部分の全てについて、要件審査の具体的な手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

- ㌦ しかしながら、措置請求人の住所・氏名・職業及び請求の要旨については、前記(6)のアの広島市職員措置請求書と同じ内容が記載されていることから、前記(6)のアの広島市職員措置請求書で既に開示されている情報については前記(6)のアに準じて開示すべきである。

その余については、審査の結果及び根拠となる法令の内容等が記載されているにすぎないため、不開示とする理由がない。

- ㌦ 以上のことから、実施機関は、「広島市職員措置要求（原文ママ）（第165号案件）の要件審査について（案）」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号で不開示とした決定を取り消し、措置請求人の住所・氏名・職業及び請求の要旨については、前記(6)に準じて判

断し、その余については、審査の結果及び根拠となる法令の内容等を記載しているにすぎないことから、開示すべきである。

ウ 要件審査調書

「要件審査調書」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 項目（要件、請求書記載内容等、審査の結果及び備考）の内容及び判例等の抜粋
- ㉠ 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を及ぼすことが予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。
- ㉡ しかし、「要件」については、地方自治法第242条による住民監査請求の要件等を記載しているものであり、開示しても、今後の事務処理に支障を及ぼすとは言い難い。
- ㉢ 「請求書記載内容等」と「審査の結果」には請求書に記載された内容が項目ごとに分類して記載されるとともに、その審査結果等が記載されており、措置請求人の特定につながる住所・氏名・職業、市職員の氏名や団体の名称・代表者の氏名を除き、不開示とすべき情報は見当たらない。
- ㉣ なお、「備考」には特段記載されているものはなく、不開示とする理由がない。
- ㉤ 以上のことから、実施機関は、「要件審査調書」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、措置請求人の住所・氏名・職業、市職員の氏名については条例第7条第1号により、団体の名称・代表者の氏名については条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

エ 住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）

「住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）」は、以下の文書で構成され、ページ番号等を除きその全てが不開示となっている。

- ・ 市議会議長宛て通知（案）
- ・ 市長宛て通知（案）
- ・ 別紙（請求の要旨）
- ㉠ 実施機関は、上記文書について、以下の二つの理由を挙げ、条例第7条第3号に該当すると説明する。
 - ・ 要件審査の具体的手法や要件に関する監査委員の合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理に支障を生じることが予想されるため
 - ・ 監査への対応の手掛かりを与えるとともに、監査の実施方法や日程等、監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、法の予定しない制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になることも予想されるため
- ㉡ しかしながら、当審査会が見分したところ、実施機関が想定する条例第7条第3号に該当する事務処理に支障が生じるおそれを確認することはできなかった。

例 また、市議会議長宛て通知（案）及び広島市長宛て通知（案）には、団体の名称の記載があるが、これについては条例第7条第2号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

例 別紙（請求の要旨）については、住民監査請求における通常の手続に関する内容や、既に請求人に開示している文書と同内容であり、同程度には開示すべきであり、全てを不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

例 以上のことから、実施機関は、「住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、市議会議長宛て通知（案）及び市長宛て通知（案）については、団体の名称は条例第7条第2号により不開示とし、別紙（請求の要旨）については、前記(6)のアと同様に、市職員の氏名、団体の会員及び職員の氏名については条例第7条第1号により、団体の代表者の氏名は条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

オ 広島市職員措置請求（第165号案件）監査の実施計画について（案）

「広島市職員措置請求（第165号案件）監査の実施計画について（案）」は、以下の文書で構成され、ページ番号等を除きその全てが不開示となっている。

- ・ 広島市職員措置請求（第165号案件）監査の実施計画について（案）
- ・ 別紙1
- ・ 別紙2
- ・ 別紙3

例 実施機関は、上記文書について、以下の二つの理由を挙げ、条例第7条第3号に該当すると説明する。

- ・ 監査への対応の手掛かりを与えるとともに、監査の実施方法や日程等、監査委員の合理的裁量に委ねられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、法の予定しない制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になることも予想されるため
- ・ 意見陳述の手続に関する運営のあり方が第三者の批判や監視等の対象となり、あるいは開示された結果にとらわれて、今後の意見陳述の運営方法が一律化、硬直化するなど、意見陳述の実施に関する監査委員の裁量権の行使が法の予定するところを超えて事実上制約されることが生じることが予想されるため

例 しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

例 当審査会が見分したところ、「広島市職員措置請求（第165号案件）監査の実施計画について（案）」には、請求の要旨や監査の日程、監査の方法等が記載されていた。

これらのうち、監査の日程については、公表されている受理決定日や、監査の期限である監

査請求日から60日以内の日数で監査を行うことが記載されているが、これを公にしても、実施機関の想定するように「第三者の監視、批判の対象となり、法の予定しない制約が裁量権の行使に対して加えられ、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になることも予想される」とは言い難い。

監査の方法等についても、同様に、開示しても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

請求の要旨については、前記(6)のアと同程度には開示すべきである。

- (4) 「別紙1」については、前記例の監査の日程に加え、他の監査委員会議や議会の委員会等の日程も併せて記載されている。

これらのうち、本件措置請求に関する監査の日程については、前記例のとおり、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

議会の委員会等の日程については、市民からの問合せがあれば答えるものであり、その他の日程についても、これを開示しても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

- (5) 「別紙2」は、市長宛て並びに措置請求人宛ての通知であり、監査の日程や意見書の提出期限等が記載されている。

これらのうち、措置請求人の氏名は条例第7条第1号に該当するため不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示に不備がある。

また、その余については、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

- (6) 「別紙3」は、陳述の公開に係る取扱いについての記載及び根拠となる要綱である。

これらについては、要綱とそれに基づく取扱いが記載されているのみであり、公にしても実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

- (7) 以上のことから、実施機関は、「広島市職員措置請求(第165号案件)監査の実施計画について(案)」の不開示部分について、全体を条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、「広島市職員措置請求(第165号案件)監査の実施計画について(案)」に含まれる請求の要旨のうち、市職員の氏名、団体の会員及び職員の氏名、団体の名称・代表者の氏名については前記(6)のアと同様の理由で不開示とし、また、「別紙2」に含まれる措置請求人の氏名については条例第7条第1号により不開示とし、その余については開示すべきである。

- (11) 「広島市職員措置請求(第165号案件)の受理、監査の実施及び陳述等について(通知)(伺い)」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「F 広島市職員措置請求(第165号案件)の受理、監査の実施及び陳述等について(通知)(伺い)」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求の受理及び陳述等について（通知）（案の1）
- c 広島市職員措置請求に伴う監査の実施及び意見書等の提出並びに陳述について（通知）（案の2）

上記文書のうち、cについては全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市起案用紙

「広島市起案用紙」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人の氏名

これについては、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

イ 広島市職員措置請求の受理及び陳述等について（通知）（案の1）

「広島市職員措置請求の受理及び陳述等について（通知）（案の1）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人の氏名

これについては、上記アと同様に、条例第7条第1号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(12) 「広島市職員措置請求（第165号案件）の議会等への通知について（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「G 広島市職員措置請求（第165号案件）の議会等への通知について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）
- c 別紙（請求の要旨）
- d 根拠法令

上記文書のうち、a及びdは全部開示とされているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）

「住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 団体の名称

これについては、公にすると団体が特定されることにより、当該団体の社会的地位を害すると認められることから、実施機関が条例第7条第2号により不開示とした判断は妥当である。

イ 別紙（請求の要旨）

「別紙（請求の要旨）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 市職員の氏名
- ・ 団体の会員及び職員の氏名
- ・ 団体の代表者の氏名

上記不開示部分について、市職員の氏名並びに団体の会員及び職員の氏名は条例第7条第1号により、団体の代表者の氏名は条例第7条第2号により不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(13) 「平成29年12月4日付け広監第122号通知に関する留意事項等について（広島市職員措置請求（第165号案件））（伺い）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「H 平成29年12月4日付け広監第122号通知に関する留意事項等について（広島市職員措置請求（第165号案件））（伺い）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 事務連絡

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 事務連絡」の不開示部分は、留意事項等の内容及び提出期限であり、実施機関は監査の過程における資料等の詳細な情報が公になると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手掛かりを与えてしまうことになるため、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、今後の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施を著しく困難にするおそれがあるためとして、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、証拠書類等の提出に当たっての留意事項等、関係書類の提出等調査事項及び提出期限が記載されており、実施機関が想定する条例第7条第3号に該当する今後の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれを確認することはできなかった。

したがって、実施機関は、「b 事務連絡」の一部を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

(14) 「受領書」の不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「I 受領書」は、次の文書で構成されている。

- a 簡易文書処理票
- b 受領書

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 受領書」の不開示部分は、措置請求人の住所・氏名であり、実施機関は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

(15) 「監査請求に伴う請求人の陳述等について（報告）」の不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「J 監査請求に伴う請求人の陳述等について（報告）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 措置請求人の回答

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b・措置請求人の回答」の不開示部分は、措置請求人の住所・氏名・印影であり、実施機関は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

(16) 「広島市職員措置請求（第165号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠について（報告）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「K 広島市職員措置請求（第165号案件）に伴う請求内容を補足するための新たな証拠について（報告）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 提出証拠

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 提出証拠」の不開示部分は、団体の会員からの証拠、証言及び陳述書であるが、実施機関はこれらは非公開であることを前提として請求者が提出する資料であり、これらを公開すると、将来の請求者が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

確かに、実施機関の以上の説明に理由なしとも言えないが、当審査会が見分したところ、ホームページ上に掲載されている情報を考慮すれば、条例第7条第3号により提出証拠の全てを不開示とすることは妥当ではない。

提出証拠には、措置請求人及び団体の会員の住所・氏名・印影、団体の職員の氏名並びに団体の名称・代表者の氏名の記載があるが、これらは条例第7条第1号及び第2号により不開示とすべきである。

また、陳述書には自筆の部分があり、筆跡から特定の個人を識別することができるものであるため、これについては条例第7条第1号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

したがって、実施機関が提出証拠を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、措置請求人及び団体の会員の住所・氏名・印影、団体の職員の氏名及び陳述書の自筆の部分その他特定の個人を識別することができる情報は条例第7条第1号により、団体の名称・代表者の氏名は条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

(17) 「広島市職員措置請求に伴う意見書の提出について（報告）」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「L 広島市職員措置請求に伴う意見書の提出について（報告）」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 広島市職員措置請求に伴う意見書の提出について
- c 意見書

上記文書のうち、a及びbは全部開示されている。

「c 意見書」の不開示部分は、団体の名称であり、実施機関は公にすると、団体が特定されることにより、当該団体の社会的地位を害すると認められるものであるとして、条例第7条第2号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

(10) 「平成29年第22回監査委員会議（12月18日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「M 「平成29年第22回監査委員会議（12月18日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 平成29年第22回監査委員会議議事要旨
- c 監査委員会議質疑応答要旨
- d 監査委員会議次第
- e 監査委員会議配席表（案件1）
- f 監査委員会議配席表（案件1（陳述時））
- g 広島市職員措置請求（第165号案件）に係る陳述について（案）
- h 住民監査請求に係る陳述等の実施に関する要綱
- i 提出証拠

上記文書のうち、a、d、e、f及びhは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 平成29年第22回監査委員会議議事要旨

「平成29年第22回監査委員会議議事要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 各案件の議事

これについては、前記(10)のアの例に準じて開示すべきである。

イ 監査委員会議質疑応答要旨

「監査委員会議質疑応答要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 発言者
- ・ 発言要旨

(7) 実施機関は、上記不開示部分について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結論に

至る検討内容が開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらす、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

㌠) しかしながら、当審査会が見分したところ、発言者の欄には措置請求人の氏名が記載されており、これについては条例第7条第1号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

一方で、発言要旨には個別の案件ごとの具体的な検討内容、個人に関する情報や団体に関する情報が記載されているが、当審査会が見分したところ、発言要旨は非公開の議事場での発言内容を記録したものであり、開示されると、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して、抑制的、萎縮的效果をもたらす、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあると認められることから、実施機関が発言要旨を不開示としたことは妥当である。

㌡) 以上のことから、実施機関は、全てを条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、発言者については措置請求人の氏名を条例第7条第1号により、発言要旨については条例第7条第3号により不開示とすべきである。

ウ 広島市職員措置請求（第165号案件）に係る陳述について（案）

「広島市職員措置請求（第165号案件）に係る陳述について（案）」は、表題等を除いて不開示としている。

㌦) 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、以下の二つの理由を挙げ、条例第7条第3号に該当すると説明する。

- ・ 監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらす、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあるため
- ・ 意見陳述の手續に関する運営のあり方が第三者の批判や監視等の対象となり、あるいは開示された結果にとらわれて、今後の意見陳述の運営方法が一律化、硬直化するなど、意見陳述の実施に関する監査委員の裁量権の行使が法の予定するところを超えて事実上制約されることが生じることが予想されるため

㌧) しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

㌨) また、措置請求人の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、条例第7条第1号により不開示とすべきであり、条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

ロ 「3 請求の要旨」については、前記(6)のアの広島市職員措置請求書において開示している部分については全て開示し、その余については開示すべきである。

ハ 以上のことから、実施機関は、条例第7条第3号に該当するとして不開示とした決定を取り消し、措置請求人の氏名は、条例第7条第1号により不開示とし、「3 請求の要旨」については、前記(6)のアの広島市職員措置請求書の不開示部分を除いて開示し、その余については開示すべきである。

エ 提出証拠

提出証拠の不開示部分は、団体の会員からの証拠、証言及び陳述書であるが、実施機関はこれらは非公開であることを前提として請求者が提出する資料であり、これらを公開すると、将来の請求者が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想されることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、この提出証拠は、前記(ロ)の提出証拠と同じものであった。

したがって、実施機関は、条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、前記(ロ)と同様に開示すべきである。

(19) 「広島市職員措置請求(第165号)に伴う関係人調査について(伺い)(平成29年12月21日起案)」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「N 広島市職員措置請求(第165号)に伴う関係人調査について(伺い)(平成29年12月21日起案)」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 案
- c 別紙1
- d 別紙2
- e 参考

上記文書のうち、eは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市起案用紙

「広島市起案用紙」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 宛先

(7) 実施機関は上記不開示部分について、監査の過程における資料等の詳細な情報が公になると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手掛かりを与えてしまうことになるため、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、今後の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

- (イ) 当審査会が見分したところ、宛先に記載されている情報は、監査の結果として既にホームページ上に掲載されている内容であり、開示しても問題ない。
- (ロ) したがって、実施機関は、宛先を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

イ 案

「案」の不開示部分は次のとおりである。

・ 件名以外の部分

- (ア) 実施機関は上記不開示部分の全てについて、監査の過程における資料等の詳細な情報が公になると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手掛かりを与えてしまうことになるため、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、今後の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。
- (イ) 当審査会が見分したところ、関係人調査の対象者、理由、期間等が記載されているが、監査の結果として既にホームページ上に掲載されている情報であり、開示しても問題ない。
- (ロ) 一方、案には団体の名称が含まれるが、これは条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。
- (ハ) したがって、実施機関は、件名以外の部分を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、団体の名称を条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

ウ 別紙1

「別紙1」の不開示部分は次のとおりである。

・ 講師名一覧

- (ア) 実施機関は上記不開示部分について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと説明する。
- (イ) 当審査会が見分したところ、教室名や実施年度が記載されているが、これらは監査の結果として既にホームページ上に掲載されている情報を考慮すれば、開示しても問題ない。
- 一方、講師名一覧には関係人の氏名が含まれており、これは条例第7条第1号の不開示理由が認められる。
- (ロ) したがって、実施機関が関係人の氏名を条例第7条第1号に該当するため不開示としたことは妥当であるが、その余については開示すべきである。

エ 別紙2

「別紙2」の不開示部分は次のとおりである。

・ 「広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について（依頼）」の内容

- (ア) 実施機関は上記不開示部分の全てについて、監査の過程における資料等の詳細な情報が公に

なると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手掛かりを与えてしまうことになるため、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、今後の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。

(1) 当審査会が見分したところ、調査事項、調査日時・場所、調査方法等が記載されているが、監査の結果として既にホームページ上に掲載されている情報を考慮すれば、開示しても問題ない。

一方、別紙2には団体の名称が含まれるが、これは条例第7条第2号により不開示とすべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。

(2) したがって、実施機関は、「広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について(依頼)」の内容を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、団体の名称を条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

(20) 「広島市職員措置請求(第165号)に伴う関係人調査について(伺い)(平成29年12月28日起案)」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「○ 広島市職員措置請求(第165号)に伴う関係人調査について(伺い)(平成29年12月28日起案)」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 案
- c 別紙
- d 参考

上記文書のうち、dは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市起案用紙

「広島市起案用紙」の不開示部分は宛先であり、実施機関は団体に関する情報で、当該団体の社会的地位を害すると認められるものに該当するため、条例第7条第2号により不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、宛先に記載されている情報は、団体の代表者の氏名であり、条例第7条第2号の不開示理由が認められる。

したがって、実施機関が宛先を条例第7条第2号に該当するとして不開示とした判断は妥当である。

イ 案

「案」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 件名以外の部分

- ㉗) 実施機関は上記不開示部分の全てについて、監査の過程における資料等の詳細な情報が公になると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手掛かりを与えてしまうことになるため、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、今後の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。
- ㉘) 当審査会が見分したところ、関係人調査の対象者、理由、期間等が記載されているが、監査の結果として既にホームページ上に掲載されている情報を考慮すれば、開示しても問題ない。
- 一方、案には団体の名称・代表者の氏名が含まれるが、これは条例第7条第2号により不開示すべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。
- ㉙) したがって、実施機関は、件名以外の部分を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、団体の名称・代表者の氏名を条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

ウ 別紙

「別紙」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 団体の代表者の氏名
 - ・ 「広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について（依頼）」（以下「（依頼）」という。）の内容
- ㉗) 実施機関は、団体の代表者の氏名について、公にすると、当該団体の社会的な地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。
- ㉘) また、実施機関は「（依頼）」の内容について、監査の過程における資料等の詳細な情報が公になると、監査の着眼点や具体的手法、ノウハウが明らかになり、今後の監査への対応の手掛かりを与えてしまうことになるため、かえって監査における必要な調査、情報の収集が困難になり、今後の事務の適正な遂行に支障を生じるおそれがあり、ひいては今後の住民監査請求に係る監査実施を著しく困難にするおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としたと説明する。
- ㉙) 「（依頼）」の内容には、調査事項、調査日時・場所、調査方法等が記載されているが、監査の結果として既にホームページ上に掲載されている情報を考慮すれば、開示しても問題ない。
- 一方、「（依頼）」の内容には団体の名称が含まれるが、これは条例第7条第2号により不開示すべき情報であり、実施機関の理由の提示には不備がある。
- ㉚) したがって、実施機関は、「（依頼）」の内容について条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、団体の名称を条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

⑳ 「検索結果 詳細〔郵便物等〕及び書留・特定記録郵便物等受領証」の各不開示部分について別表の「①対象公文書」欄の「P 検索結果 詳細〔郵便物等〕及び書留・特定記録郵便物等受領証」は、次の文書で構成されている。

- a 簡易文書処理票
 - b 検索結果 詳細〔郵便物等〕及び書留・特定記録郵便物等受領証
- 上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 検索結果 詳細〔郵便物等〕及び書留・特定記録郵便物等受領証」の不開示部分は、団体の代表者の氏名、お問い合わせ番号、取扱局、郵便番号、県名及び電話番号であり、実施機関は団体に関する情報であり、当該団体の社会的な地位を害すると認められるものであることから、条例第7条第2号に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、団体の代表者の氏名及びお問い合わせ番号については、団体が特定され、当該団体の社会的地位を害すると認められるため、条例第7条第2号に該当するが、その他の部分については、公にしても団体の社会的地位を害すると認められるものとは言い難い。

したがって、実施機関は、「検索結果 詳細〔郵便物等〕及び書留・特定記録郵便物等受領証」の不開示部分について、団体の代表者の氏名及びお問い合わせ番号については、条例第7条第2号により不開示としたことは妥当であるが、その余については開示すべきである。

㉑ 翻訳・校正依頼書（依頼日：平成30年1月5日）

別表の「①対象公文書」欄の「Q 翻訳・校正依頼書（依頼日：平成30年1月5日）」は、次の文書で構成されている。

- a 翻訳・校正依頼書
- b 翻訳すべき文書
- c 広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について（依頼）

上記文書のうち、aは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 翻訳すべき文書

「翻訳すべき文書」はその全てが不開示となっている。

実施機関は、不開示部分のうち、会員の住所・氏名・印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条1号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

会員の住所・氏名・印影以外の部分については、非公開であることを前提として請求者が提出する資料であり、これを公開すると、将来の請求者が監査対象職員や第三者からの批判、非難等をおそれ、住民監査請求を控えるようになることも予想されるため、条例第7条第3号により不開示としたと説明する。

しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具

体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

一方、翻訳すべき文書には、自筆の部分や団体の名称があるが、自筆の部分については筆跡から特定の個人を識別することができるため条例第7条第1号により、団体の名称については条例第7条第2号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

したがって、実施機関は、会員の住所・氏名・印影以外の部分について条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、自筆の部分は条例第7条第1号により、団体の名称は条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

イ 広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について（依頼）

「広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について（依頼）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について（依頼）の内容

これについては、前記(9)のエと同じ文書であり、前記(9)のエの例と同様に開示すべきである。

(23) 「平成30年第1回監査委員会議（1月12日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「R 「平成30年第1回監査委員会議（1月12日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 平成30年第1回監査委員会議議事要旨
- c 監査委員会議質疑応答要旨
- d 監査委員会議次第
- e 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）
- f 参考資料

上記文書のうち、a及びdは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 平成30年第1回監査委員会議議事要旨

「平成30年第1回監査委員会議議事要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 各案件の議事

これについては、前記(10)のアの例の各案件の議事に準じて、開示すべきである。

イ 監査委員会議質疑応答要旨

「監査委員会議質疑応答要旨」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 発言者
- ・ 発言要旨

これらについては、実施機関が発言要旨を条例第7条第3号に該当するため不開示としたことは妥当であるが、前記(ロ)のアの㊦と同様に発言者の欄を開示しても実施機関が想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難いことから、発言者を不開示とした決定を取り消し、開示すべきである。

ウ 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）

「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人の住所・氏名
- ・ 「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）」（以下「（通知）（案）」という。）の内容

(7) 実施機関は、上記不開示部分の全てについて、監査委員により合議を行う以前の原案が開示された場合には、原案と実際の通知文を比較することによって合議の詳細な内容が明らかとなり、今後の事務処理や審査における監査委員の自由な意見交換に支障を生じることも予想されるため、条例第7条第3号により不開示としたと説明する。

(ハ) しかしながら、前記(4)で述べたとおり、条例第7条第3号の「支障を及ぼすおそれ」とは、具体的な蓋然性があるものに限られるが、実施機関からは事務の適正な遂行が阻害される具体的な蓋然性を認めるに足るような主張は行われなかった。

(ニ) 当審査会が実際に公表されている監査結果と「（通知）（案）」の内容を比較したところ、一部表現の差異はあるものの、公にしても実施機関の想定するような支障を及ぼすおそれを確認することはできなかった。

一方で、「（通知）（案）」には、措置請求人の住所・氏名、団体の会員及び職員の氏名、市職員の氏名及び団体の名称・住所及び代表者の氏名が含まれるが、措置請求人の住所・氏名、団体の会員及び職員の氏名、市職員の氏名については条例第7条第1号により、団体の名称・住所及び代表者の氏名については条例第7条第2号により不開示とすべきであり、実施機関の理由の提示には不備がある。

(ロ) したがって、実施機関は、「（通知）（案）」を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、措置請求人の住所・氏名、団体の会員及び職員の氏名、市職員の氏名は条例第7条第1号により、団体の名称・住所及び代表者の氏名は条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきである。

エ 参考資料

「参考資料」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 監査委員会議質疑応答要旨
- ・ 意見書

(7) 実施機関は、上記不開示部分について、監査委員会議の議事内容などの審査や監査の結果に至る検討内容については、開示されて監査等の具体的手法や要件に関する監査委員会議の内容

が明らかとなることにより、今後の住民監査請求に係る監査委員の自由な意見交換に対して抑制的、萎縮的效果をもたらし、住民監査請求の趣旨が十分に実現されないこととなるおそれがあることから、条例第7条第3号に該当するため不開示としている。

㊦) しかしながら、参考資料の監査委員会議質疑応答要旨は前記(㊦)のイの監査委員会議質疑応答要旨と同じものであることから、前記(㊦)のイと同様に開示しても、実施機関の想定する支障を及ぼすおそれがあるとは言い難い。

㊧) 意見書は、前記(㊦)で部分開示されたものと同じ文書であり、前記(㊦)と同様に、団体の名称を条例第7条第2号により不開示とし、その余については開示すべきであり、全体を条例第7条第3号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当ではない。

㊨) 以上のことから、実施機関は、参考資料を条例第7条第3号により不開示とした決定を取り消し、参考資料のうち前記(㊦)のイの監査委員会議質疑応答要旨で条例第7条第1号及び第3号により不開示とすべきと判断したのと同じ部分及び意見書のうち条例第7条第2号により不開示とすべき団体の名称は不開示とし、その余については開示すべきである。

24 「広島市職員措置請求(第165号案件)の監査結果の通知等について(伺い)」の各不開示部分について

別表の「①対象公文書」欄の「S 広島市職員措置請求(第165号案件)の監査結果の通知等について(伺い)」は、次の文書で構成されている。

- a 広島市起案用紙
- b 説明
- c 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(勧告)(案)
- d 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)
- e 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果についての公表の鑑(案)

上記文書のうち、a、b及びeは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(勧告)(案)

「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(勧告)(案)」の不開示部分は団体の名称であり、公にすると、当該団体の社会的地位を害すると認められることから、条例第7条第2号に該当するため不開示としており、実施機関の判断は妥当である。

イ 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)

「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人の住所・氏名
- ・ 団体の名称・住所及び代表者の氏名
- ・ 市職員の氏名

・ 団体の会員及び職員の氏名

- ㊦ 実施機関は、上記不開示部分のうち、団体の名称・住所及び代表者の氏名については条例第7条第2号により、その他の不開示部分については条例第7条第1号に該当するため不開示としたと説明する。
- ㊧ 「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（案）」は、措置請求に係る監査結果の措置請求人宛ての通知案である。
- ㊨ 当審査会が見分したところ、不開示部分はホームページ等で公表されている監査結果では記号表記に置き換えられている箇所であり、これらの不開示部分を公にすると、措置請求人や団体に関する情報が明らかとなることが確認できた。
- ㊩ したがって、上記不開示部分について、条例第7条第1号及び第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

(25) 連番検索結果及び書留・特定記録郵便物等受領証

別表の「①対象公文書」欄の「T 連番検索結果及び書留・特定記録郵便物等受領証」は、次の文書で構成されている。

a 簡易文書処理票

b 連番検索結果及び書留・特定記録郵便物等受領証

上記文書のうち、aは全部開示されている。

「b 連番検索結果及び書留・特定記録郵便物等受領証」の不開示部分は措置請求人の氏名、お問い合わせ番号、取扱局、郵便番号及び県名等であり、実施機関は個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとして、条例第7条第1号に該当するため不開示としたと説明する。

当審査会が見分したところ、措置請求人の氏名及びお問い合わせ番号については、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第7条第1号に該当するが、その他の部分については、公にしても特定の個人を識別することができるものとは言い難い。

したがって、実施機関は、「連番検索結果及び書留・特定記録郵便物等受領証」の不開示部分について、措置請求人の氏名及びお問い合わせ番号について、条例第7条第1号により不開示としたことは妥当であるが、その余については開示すべきである。

(26) 広島市職員措置請求（第165号案件）の監査結果の公表について（伺い）

別表の「①対象公文書」欄の「U 広島市職員措置請求（第165号案件）の監査結果の公表について（伺い）」は、次の文書で構成されている。

a 広島市起案用紙

b 案

- c 広島市職員に対する措置請求（第165号案件）に係る監査結果の公表に係るホームページ上の表記について
- d 概算払による委託金の精算について
- e 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）（ホームページ公表用原稿）
- f 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

上記文書のうち、a、b、d及びeは全部開示されているため、以下、残りの文書の不開示部分について検討する。

ア 広島市職員に対する措置請求（第165号案件）に係る監査結果の公表に係るホームページ上の表記について

「広島市職員に対する措置請求（第165号案件）に係る監査結果の公表に係るホームページ上の表記について」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 項目1の「請求人への通知における記載内容」及び「備考」
- ・ 項目2の「請求人への通知における記載内容」及び「ホームページ上の表記」

㍑ 実施機関は、上記不開示部分のうち、団体の名称・住所及び代表者の氏名については条例第7条第2号により、その他の不開示部分については条例第7条第1号に該当するため不開示としたと説明する。

㍒ 当審査会が見分したところ、項目1の「請求人への通知における記載内容」には、措置請求人の氏名、団体の会員及び職員の氏名、市職員の氏名並びに団体の名称・代表者の氏名が記載されており、これらを条例第7条第1号及び条例第7条第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

一方、項目1の「備考」には、前記に該当する情報は確認できなかったことから、開示しても問題ない。

項目2の「請求人への通知における記載内容」には、団体の住所・代表者の氏名が、「ホームページ上の表記」には、個人の住所に関する内容が含まれており、団体の住所・代表者の氏名については条例第7条第2号により、個人の住所に関する内容については条例第7条第1号により不開示とし、その余については開示すべきである。

㍓ したがって、実施機関は「広島市職員に対する措置請求（第165号案件）に係る監査結果の公表に係るホームページ上の表記について」の不開示部分について、項目1の「請求人への通知における記載内容」及び項目2の「請求人への通知における記載内容」のうち団体の住所・代表者の氏名並びに「ホームページ上の表記」のうち個人の住所に関する内容を除く部分については開示すべきである。

イ 広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）

「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」の不開示部分は次のとおりである。

- ・ 措置請求人の住所・氏名

- ・ 団体の名称・住所及び代表者の氏名
 - ・ 市職員の氏名
 - ・ 団体の会員及び職員の氏名
- ㉗) 実施機関は、上記不開示部分のうち、団体の名称・住所及び代表者の氏名については条例第7条第2号により、その他の不開示部分については条例第7条第1号に該当するため不開示としたと説明する。
- ㉘) 「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」は、措置請求に係る監査結果の措置請求人宛て通知の写しである。
- ㉙) 当審査会が見分したところ、不開示部分はホームページ等で公表されている監査結果では記号表記に置き換えられている箇所であり、これらの不開示部分を公にすると、措置請求人や団体に関する情報が明らかとなることが確認できた。
- ㉚) したがって、上記不開示部分について、条例第7条第1号及び第2号に該当するため不開示とした実施機関の判断は妥当である。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
A 広島市職員措置請求書の受付について（第165号案件）（報告）				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「広島市職員措置請求書」	市職員の氏名	市職員の氏名	—	—
	団体の名称・代表者の氏名	団体の名称・代表者の氏名	—	—
	団体の会員及び職員の氏名	団体の会員及び職員の氏名	—	—
	措置請求人の住所・氏名・職業・印影	措置請求人の住所・氏名・職業・印影	—	—
c「事実証明書」	事実証明書	—	⑤以外の情報	・団体の特定につながる情報（別紙1を含む。） ・個人の氏名、住所その他特定の個人を識別することができる情報
B 住民票の写し等の請求について				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「住民票の写し等の請求について」	請求に係る者の氏名及び住所	請求に係る者の氏名及び住所	—	—
C 住民票の確認について				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「住民票」	措置請求人の氏名・住所・生年月日・性別・住民票の履歴等	措置請求人の氏名・住所・生年月日・性別・住民票の履歴等	—	—
	住民票の証明をした区長名	—	住民票の証明をした区長名	—
D 翻訳・校正依頼書				
a「翻訳・校正依頼書」	—	—	—	—
b「事実証明書（別紙6）」	会員の住所・氏名・印影	会員の氏名・住所・印影	—	—
	会員の住所・氏名・印影以外の部分	—	⑤以外の情報	・団体の特定につながる情報 ・自筆の部分等の特定の個人を識別することができる情報

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
E 「平成29年第21回監査委員会議（12月4日開催）議事録の調製について（何い）」のうち、平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分				
a 「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b 「平成29年第21回監査委員会議議事要旨（別添：監査委員会議質疑応答要旨）」	議事要旨中の各案件の議事	—	⑤以外の情報	団体の名称
	質疑応答要旨中の発言者	—	質疑応答要旨中の発言者	—
	質疑応答要旨中の発言要旨	質疑応答要旨中の発言要旨	—	—
c 「監査委員会議次第」	—	—	—	—
d 「監査委員会議配席表」	—	—	—	—
e 「広島市職員措置要求（第165号案件）の要件審査について（案）」	措置請求人の住所・氏名・職業	—	—	措置請求人の住所・氏名・職業
	請求の要旨	—	⑤以外の情報	請求の要旨（A bに準ずる。）
	「(3) 請求の要旨」より後の項目	—	「(3) 請求の要旨」より後の項目	—
f 「要件審査調査書」	要件	—	要件	—
	請求書記載内容等	—	⑤以外の情報	・措置請求人の住所・氏名・職業 ・市職員の氏名 ・団体の名称・代表者の氏名
	審査の結果	—	審査の結果	—
	備考	—	備考	—
	判例等の抜粋	—	判例等の抜粋	—
g 「住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）（案）」	市議会議長宛て通知（案）	—	⑤以外の情報	団体の名称
	市長宛て通知（案）	—	⑤以外の情報	団体の名称
	別紙（請求の要旨）	—	⑤以外の情報	請求の要旨（A bに準ずる。）

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
h 「広島市職員措置請求（第165号案件）監査の実施計画について（案）」	広島市職員措置請求（第165号案件）監査の実施計画について（案）	—	⑤以外の情報	請求の要旨（A bに準ずる。）
	別紙1	—	別紙1	—
	別紙2	—	⑤以外の情報	措置請求人の氏名
	別紙3	—	別紙3	—
F 広島市職員措置請求（第165号案件）の受理、監査の実施及び陳述等について（通知）（伺い）				
a 「広島市起案用紙」	措置請求人の氏名	措置請求人の氏名	—	—
b 「広島市職員措置請求の受理及び陳述等について（通知）（案の1）」	措置請求人の氏名	措置請求人の氏名	—	—
c 「広島市職員措置請求に伴う監査の実施及び意見書等の提出並びに陳述について（通知）（案の2）」	—	—	—	—
G 広島市職員措置請求（第165号案件）の議会等への通知について（伺い）				
a 「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b 「住民監査請求に係る請求の要旨について（通知）」	団体の名称	団体の名称	—	—
c 「別紙（請求の要旨）」	市職員の氏名	市職員の氏名	—	—
	団体の会員及び職員の氏名	団体の会員及び職員の氏名	—	—
	団体の代表者の氏名	団体の代表者の氏名	—	—
d 「根拠法令」	—	—	—	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
H 平成29年12月4日付け 広監第122号通知に関する 留意事項等について (広島市職員措置請求 (第165号案件)(伺 い))				
a「広島市起案 用紙」	—	—	—	—
b「事務連絡」	留意事項の内容、提出 等調査事項、提出 期限	—	留意事項の内容、提出 等調査事項、提出 期限	—
I 受領書				
a「簡易文書処 理票」	—	—	—	—
b「受領書」	措置請求人の住所・ 氏名	措置請求人の住所・ 氏名	—	—
J 監査請求に伴う請求 人の陳述等について(報 告)				
a「広島市起案 用紙」	—	—	—	—
b「措置請求人 の回答」	措置請求人の住所・ 氏名・印影	措置請求人の住所・ 氏名・印影	—	—
K 広島市職員措置請求 (第165号案件)に伴う 請求内容を補足するた めの新たな証拠につ いて(報告)				
a「広島市起案 用紙」	—	—	—	—
b「提出証拠」	提出証拠	—	⑤以外の情報	・措置請求人及び団 体の会員の住所・氏 名・印影 ・団体の職員の氏名 ・陳述書の自筆の部 分その他特定の個人 を識別することができる 情報 ・団体の名称・代表 者の氏名
L 広島市職員措置請求 に伴う意見書の提出につ いて(報告)				
a「広島市起案 用紙」	—	—	—	—
b「広島市職員 措置請求に伴う 意見書の提出に ついて」	—	—	—	—
c「意見書」	団体の名称	団体の名称	—	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
M 「平成29年第22回監査委員会議（12月18日開催）議事録の調製について（伺い）」のうち、平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分				
a 「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b 「平成29年第22回監査委員会議議事要旨」	各案件の議事	—	⑤以外の情報	団体の名称
c 「監査委員会議質疑応答要旨」	発言者	—	—	措置請求人の氏名
	発言要旨	発言要旨	—	—
d 「監査委員会議次第」	—	—	—	—
e 「監査委員会議配席表（案件1）」	—	—	—	—
f 「監査委員会議配席表（案件1）（陳述時）」	—	—	—	—
g 「広島市職員措置請求（第165号案件）に係る陳述について（案）」	措置請求人の氏名	—	—	措置請求人の氏名
	内容の部分	—	⑤以外の情報	請求の要旨（A bに準ずる。）
h 「住民監査請求に係る陳述等の実施に関する要綱」	—	—	—	—
i 「提出証拠」	「提出証拠」	—	⑤以外の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 措置請求人及び団体の会員の住所・氏名・印影 ・ 団体の職員の氏名 ・ 陳述書の自筆の部分その他特定の個人を識別することができる情報 ・ 団体の名称・代表者の氏名

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
N 広島市職員措置請求(第165号)に伴う関係人調査について(伺い)(平成29年12月21日起案)				
a「広島市起案用紙」	宛先	—	宛先	—
b「案」	件名以外の部分	—	⑤以外の情報	団体の名称
c「別紙1」	講師名一覧	関係人の氏名	③以外の情報	—
d「別紙2」	広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について(依頼)の内容	—	⑤以外の情報	団体の名称
e「参考」	—	—	—	—
0 広島市職員措置請求(第165号)に伴う関係人調査について(伺い)(平成29年12月28日起案)				
a「広島市起案用紙」	宛先	宛先	—	—
b「案」	件名以外の部分	—	⑤以外の情報	団体の名称・代表者の氏名
c「別紙」	団体の代表者の氏名	団体の代表者の氏名	—	—
	広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について(依頼)の内容	—	⑤以外の情報	団体の名称
d「参考」	—	—	—	—
P 検索結果 詳細[郵便物等]及び書留・特定記録郵便等受領証				
a「簡易文書処理票」	—	—	—	—
b「検索結果 詳細[郵便物等]及び書留・特定記録郵便等受領証」	団体の代表者の氏名、お問い合わせ番号、取扱局、郵便番号、県名、電話番号	団体の代表者の氏名及びお問い合わせ番号	③以外の情報	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
Q 翻訳・校正依頼書 (依頼日：平成30年1月5日)				
a「翻訳・校正依頼書」	—	—	—	—
b「翻訳すべき文書」	会員の住所・氏名・印影	会員の住所・氏名・印影	—	—
	会員の住所・氏名・印影以外の部分	—	⑤以外の情報	・自筆の部分 ・団体の名称
c「広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について(依頼)」	広島市職員措置請求に伴う関係人調査への協力について(依頼)の内容	—	⑤以外の情報	団体の名称
R 「平成30年第1回監査委員会議(1月12日開催)議事録の調製について(伺い)」のうち、平成29年11月15日付けで提出された住民監査請求に関する部分				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「平成30年第1回監査委員会議事要旨」	各案件の議事	—	⑤以外の情報	団体の名称
c「監査委員会議質疑応答要旨」	発言者	—	発言者	—
	発言要旨	発言要旨	—	—
d「監査委員会議次第」	—	—	—	—
e「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)」	措置請求人の住所・氏名	—	—	措置請求人の住所・氏名
	広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)の内容	—	⑤以外の情報	・措置請求人の氏名 ・団体の会員及び職員の氏名 ・市職員の氏名 ・団体の名称・住所及び代表者の氏名
f「参考資料」	監査委員会議質疑応答要旨	発言要旨	—	措置請求人の氏名
	意見書	—	⑤以外の情報	団体の名称

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
S 広島市職員措置請求(第165号案件)の監査結果の通知等について(伺い)				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「説明」	—	—	—	—
c「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(勧告)(案)」	団体の名称	団体の名称	—	—
d「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(案)」	措置請求人の住所・氏名	措置請求人の住所・氏名	—	—
	団体の名称・住所及び代表者の氏名	団体の名称・住所及び代表者の氏名	—	—
	市職員の氏名	市職員の氏名	—	—
	団体の会員及び職員の氏名	団体の会員及び職員の氏名	—	—
e「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果についての公表の鑑(案)」	—	—	—	—
T 連番検索結果及び書留・特定記録郵便等受領証				
a「簡易文書処理票」	—	—	—	—
b「連番検索結果及び書留・特定記録郵便物等受領証」	措置請求人の氏名、お問い合わせ番号、取扱局、郵便番号、県名等	措置請求人の氏名及びお問い合わせ番号	③以外の情報	—

①対象公文書	②不開示部分	③不開示で妥当な情報	④開示すべき情報	⑤不開示の理由が不適切な情報
U 広島市職員措置請求(第165号案件)の監査結果の公表について(伺い)				
a「広島市起案用紙」	—	—	—	—
b「案」	—	—	—	—
c「広島市職員に対する措置請求(第165号案件)に係る監査結果の公表に係るホームページ上の表記について」	項目1の請求人への通知における記載内容及び備考	項目1の請求人への通知における記載内容	項目1の備考	—
d「概算払による委託金の精算について」	—	—	—	—
e「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)(ホームページ公表用原稿)」	—	—	—	—
f「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について(通知)」	措置請求人の住所・氏名	措置請求人の住所・氏名	—	—
	団体の名称・住所及び代表者の氏名	団体の名称・住所及び代表者の氏名	—	—
	市職員の氏名	市職員の氏名	—	—
	団体の会員及び職員の氏名	団体の会員及び職員の氏名	—	—
	項目2の請求人への通知における記載内容及びホームページ上の表記	団体の住所・代表者の氏名、個人の住所に関する内容	③以外の情報	—

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
H30. 10. 26	広監第172号の諮問を受理 (諮問第266号で受理)
R1. 11. 12 (第1回審査会)	第2部会で審議
R1. 12. 10 (第2回審査会)	第2部会で審議
R4. 4. 22 (第3回審査会)	第2部会で審議
R4. 5. 27 (第4回審査会)	第2部会で審議
R4. 6. 24 (第5回審査会)	第2部会で審議
R4. 7. 22 (第6回審査会)	第2部会で審議
R4. 8. 26 (第7回審査会)	第2部会で審議
R4. 9. 30 (第8回審査会)	第2部会で審議
R4. 10. 28 (第9回審査会)	第2部会で審議
R4. 11. 25 (第10回審査会)	第2部会で審議
R4. 12. 23 (第11回審査会)	第2部会で審議
R5. 1. 27 (第12回審査会)	第2部会で審議
R5. 2. 24 (第13回審査会)	第2部会で審議

R 5. 3. 2 4
(第 1 4 回 審 査 会)

第 2 部 会 で 審 議

参 考

広島市情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿
(五十音順)

氏 名	役 職 名
栗 原 理	広島消費者協会会長
田 邊 誠 (部会長)	広島大学名誉教授
日 山 恵 美	広島大学大学院教授
安 井 正 和	広島テレビ放送株式会社 コンプライアンス推進室長